

令和5年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

分担研究報告書

研究題目 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド（案）の作成

研究分担者	宮崎 美砂子	（千葉大学大学院看護学研究院・教授）
研究分担者	尾島 俊之	（浜松医科大学医学部・教授）
研究分担者	奥田 博子	（保健医療科学院健康危機管理研究部・上席主任研究官）
研究分担者	春山 早苗	（自治医科大学看護学部・教授）
研究分担者	雨宮 有子	（千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科・准教授）
研究分担者	吉川 悅子	（日本赤十字看護大学看護学部・准教授）
研究分担者	岩瀬 靖子	（千葉大学大学院看護学研究院・講師）

研究要旨

本研究班の昨年度からの各調査結果を踏まえ、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定の推進を図るため、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド（案）を作成した。

令和5年5月～11月に実施した第1回～第5回研究班会議において、研究班メンバーで協議を行い、本研究班で作成するガイド（案）の方針や構成について整理した。

ガイド（案）の方針として、「マニュアル策定前の現状分析を入れる」、「マニュアルの基本項目を示し、不足やできていることをチェックできるようにする」「策定しようとするマニュアルの対象や範囲を明確にすることを示す」等が整理された。ガイド（案）の構成は、マニュアルの策定及び活用の背景、ガイドの骨子、ねらい、マニュアルに記載すべき12の基本項目（1.マニュアルの目的、2.マニュアルの位置づけ、3.所属自治体の災害時の組織体制、4.保健活動の体制、5.緊急参集基準と参集時の留意事項、6.災害フェーズにおける保健活動、7.市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携、8.要配慮者への支援、9.応援派遣者の受入れ、10.職員の健康管理・労務管理、11.平常時の活動、12.マニュアル策定要綱）を中心に提示することとした。さらに、別冊として、マニュアルのひな型（作成フォーマット）をつけることとした。これらの整理により、本編と別冊からなるガイド（案）を作成した。

（研究協力者）

草野 富美子	（広島市東区厚生部・部長（事）地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長）
相馬 幸恵	（新潟県三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課・参事（地域保健課長））
築場 玲子	（仙台保健福祉事務所・塩釜保健所地域保健福祉部・技術副参事兼総括技術次長）
立石 清一郎	（産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター・教授）
五十嵐 侑	（産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター・助教）
井口 紗織	（千葉大学運営基盤機構・特任助教）
花井 詠子	（千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程・大学院生）

A. 研究目的

本研究の目的は、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定の推進に資する、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(案)(以下、ガイド(案))を作成することである。

B. 研究方法

1. 時期

令和5年5月～11月

2. 方法

研究班会議を開催し、研究班メンバーにより協議を行い、ガイド(案)のポイント、方向性、構成等を整理し、ガイド(案)を作成した。

C. 研究結果

1. 研究班会議の実施状況(表1)

ガイド(案)作成のための、研究班会議での検討は、令和5年5月～11月に渡り、計5回実施された。

表1 ガイド(案)作成のための研究班会議の実施状況

研究班会議	日程
第1回	令和5年5月29日
第2回	令和5年8月1日
第3回	令和5年9月4日
第4回	令和5年10月10日
第5回	令和5年11月6日

2. ガイド(案)作成に対する協議内容とポイント(表2)

1) 第1回班会議

ガイド(案)の策定に向けて、ガイドの構成として検討されている事項が共有された。

2) 第2回班会議

研究班で作成するガイド(案)について協議が行われた。主な意見として、「市町村におけるマニュアル策定状況が芳しくない中、マニュアル策定に一步踏み出せることに役立つ

ガイドとなるとよい。マニュアル策定に関心のない自治体を想定したガイドを基本とし、ワークブック形式にするとよいかもしれない」、「マニュアルの見直しについては、定期的に通知や法令発出時にマニュアルを見直し、定期的に更新することを盛り込んでおくことが重要」、「入門コース、基本コース、中級コース、上級コースなど、自治体の策定状況やレベルに応じて作ったり、追加したりできるものになるとよい」等の意見が得られた。これら意見をもとに、ガイド(案)の構成や内容を検討していくこととした。

3) 第3回研究班会議

協議により整理されたガイド(案)の方針として、「マニュアル策定前の現状分析を入れる」、「マニュアルの基本項目を示し、不足やできていることをチェックできるようにする」「策定しようとするマニュアルが、誰のどの範囲のマニュアルなのかを明確にすることを示す」等が整理された。

4) 第4回研究班会議

協議によりマニュアルの構成を整理した。マニュアルの構成は、マニュアルの策定及び活用の背景、ガイドの骨子、ねらい、マニュアルに記載すべき15の基本項目を中心に提示することとした。さらに、「必要事項を書き込んでいくと、マニュアルが策定できるというようなひな形があるとよい」、「10～20頁のなるべくコンパクトなマニュアルができるガイドであるとよい」、「マニュアル策定時の体制づくりのイメージやパターンを示し、その意図を示す必要がある」等の意見が出された。

5) 第5回研究班会議

ガイド(案)の構成の再度整理した。ガイドが提示する基本項目は、12項目、すなわち、1. マニュアルの目的、2. マニュアルの位置づけ、3. 所属自治体の災害時の組織体制、4. 保健活動の体制、5. 緊急参集基準と参集時の留意事項、6. 災害フェーズにおける保健活動、7. 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携、8. 要配慮者への支援、9. 応援派遣

者の受入れ、10. 職員の健康管理・労務管理、11. 平常時の活動、12. マニュアル策定要綱、とすることとした。また、ガイドそのものは10ページ程度とし、知識的な内容は、関連する資料にアクセスできる情報を掲載することとした。さらに、別冊として、マニュアルのひな型（作成フォーマット）をつけることとした。ガイドは、策定版、改訂版と分けるのではなく、12項目の解説を基本とすることとした。

3. 協議によって整理されたガイド（案）の構成（表3）

第1回～第5回研究班会議での協議により、ガイド（案）の構成が整理された。ガイドは本編と別冊からなるものとし、本編には、目次、ガイドの趣旨説明、マニュアルの12の基本項目、マニュアルの活用を記載することとした。別冊は、はじめてマニュアルを策定する際に、各基本項目の例文や図表の例示、参考資料等を提示して、自組織に会うように加筆修正することで、マニュアル策定ができるひな形を作成することとした。

4. ガイド（案）の作成（資料1-1, 資資料1-2）

協議によって整理されたガイド（案）の構成とポイントをもとに、ガイド（案）の本編と別冊を作成した。

D. 考察

本研究班で作成するガイドのねらいとして、「これまでマニュアル策定に対して、何をどのようにしたらよいかの方向性が描けず取組が難しいと感じている市町村においても、1歩踏み出して、着手することに役立つものとする」、「既にマニュアルを策定しているが、見直しができていない、あるいは活用ができていない市町村において、見直しや活用を進めることに役立つものとする」が挙げられた。そこで、ガイド（案）の本編は10頁の

分量とすることで、策定に対する心理的ハードルが低くなることが考えられた。さらに、マニュアル策定のひな形となる別冊を提示することで、策定に初めて取り組む場合に、基本項目に沿って加筆することでなるべく簡便に策定ができるようにした。そのうえで、地域の特性や自組織にあったものに改訂していく（改訂版の策定）という全体像を示した。また、マニュアル策定は、自治体の地域防災計画や関連マニュアルとの整合性を確認したり、府内外の関係者との連携が必要となる。マニュアル策定のプロセスが関係者との連携を推進するものとなることを期待し、その意義を明示することが重要であると考えられた。さらに、市町村のマニュアル策定・見直し・活用に対する県型保健所や都道府県本庁の支援に役立つものであるとよいと考える。今後、ガイド（案）が、市町村のマニュアル策定や見直し・活用に役立つものであるか、意見を聴取し、ガイド（案）の内容の妥当性や有用性を検証していく必要がある。

E. 結論

本研究班の昨年度からの各調査結果を踏まえ、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定の推進を図るため、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド（案）を作成した。令和5年5月～11月に実施した第1回～第5回研究班会議において、研究班メンバーで協議を行い、本研究班で作成するガイド（案）の方針や構成について整理した。ガイド（案）の方針として、「マニュアル策定前の現状分析を入れる」、「マニュアルの基本項目を示し、不足やできていることをチェックできるようにする」「策定しようとするマニュアルの対象や範囲を明確にすることを示す」等が整理された。ガイド（案）の構成は、マニュアルの策定及び活用の背景、ガイドの骨子、ねらい、マニュアルに記載すべき12の基本項目（1. マニュアルの目的、2. マニュアルの位置づけ、3. 所属自治体の災害時の組織体

制、4. 保健活動の体制、5. 緊急参集基準と参集時の留意事項、6. 災害フェーズにおける保健活動、7. 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携、8. 要配慮者への支援、9. 応援派遣者の受入れ、10. 職員の健康管理・労務管理、11. 平常時の活動、12. マニュアル策定要綱)を中心 に提示することとした。さらに、別冊として、マニュアルのひな型(作成フォーマット)をつけることとした。これらの整理により、本編と別冊からなるガイド(案)を作成した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表2 研究班会議におけるガイド（案）についての協議と方針

研究班会議	ガイド（案）作成についての協議・意見・方針
第1回班会議	<p>●ガイド（案）の作成に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル策定や活用を実質化するモデル（全体像）をもとに、ガイド（案）を作成する。ガイド（案）は、ガイドの趣旨や目的、基本的考え方、対象者、活用方法、用語の定義、マニュアル策定や活用の全体像、策定や活用の流れを含めた構成とすることを検討している。
第2回班会議	<p>●ガイド（案）に対する協議・主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイド（案）は自治体の策定状況のレベルや力量にあわせて、マニュアルの完成レベルにあわせたコースを選べるとよいかもしれない。 ・ガイドは、第1部にガイドの目的や対象、活用方法、ガイド使用による期待できることなどの総論を示し、第2部に活用の全体像、策定や活用のプロセスと進め方、活用の例や事例、アセスメントシートなどの様式類を示す構成を検討している。 ・市町村におけるマニュアル策定状況が芳しくない中、マニュアル策定に一步踏み出せることに役立つガイドとなるとよい。マニュアル策定に関心のない自治体を想定したガイドを基本とし、ワークブック形式にするとよいかもしれない。 ・活用については、こんな風に使えるという羅列があれば参考になる。 ・市町村の保健師が保健活動について具体的に示したマニュアルを作るということを意識できるとよい。 ・危機管理部局や組織内の合意形成の取り方にも言及されるとよい。 ・マニュアルの見直しについては、定期的に通知や法令発出時にマニュアルを見直し、定期的に更新することを盛り込んでおくことが重要。 ・BCPの策定運用指針を参考に、入門コース、基本コース、中級コース、上級コースなど、自治体の策定状況やレベルに応じて作ったり、追加したりできるものになるとよい。 ・市町村だけではなく、都道府県本庁や保健所がマニュアル策定プロセスの中でのどのような助言をするとよいのかというポイントも示されるとよい。
第3回班会議	<p>●協議により整理されたガイド（案）の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル策定前の現状分析を入れる（被害想定、指揮命令系統、ヘルスの部門の計画、職員の参集体制、BCPなど） ・マニュアルの基本項目を示したうえで、自分たちは何が出来ていて、何が不足しているのか、どこに取組みたいのか、どこに手を付けたいのかにチェックを入れて、そこに関して説明がされているページに進んでいけるようにする ・策定しようとするマニュアルが、誰のどの範囲のマニュアルなのかを明確にすることを示す ・策定方法としては、取組む体制の軸を複数示す（リーダー的な方が1人でも取り組めるもの、係内で検討してみようというもの、他部署と協働して検討してみようというもの、他の府外の関係機関と検討してみようもの） ・策定内容は、災害のフェーズに沿った内容であることが分かるようにする ・まっさらな所からバージョン1を作り、検討を加えながら、地域の特性や自組織にあったものに改訂していくことを示す ・改訂にあたっては、こういう視点で改訂が必要という示唆を提示する
第4回班会議	<p>●協議により整理されたガイド（案）の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの策定及び活用の背景 ・ガイドの骨子…市町村が災害時保健活動マニュアルを準備・活用できることに役立つものとする。ガイドの使用者は、市町村の保健師を主たる対象とし、市町村もマニュアル策定・活用支援にかかる保健所や都道府県本庁の保健師も含める。 ・ガイドのねらい <ul style="list-style-type: none"> ① これまでマニュアル策定に対して、何をどのようにしたらよいかの方向性が描けず取組が難しいと感じている市町村においても、1歩踏み出して、着手することに役立つものとする。 ② 既にマニュアルを策定しているが、見直しができていない、あるいは活用がで

	<p>きていない市町村において、見直しや活用を進めることに役立つものとする。</p> <p>③ マニュアル策定の利点、マニュアル策定において困難だったことを、実態調査結果を基に示す。</p> <p>④ 策定に初めて取り組む場合は、まずバージョン1を作り(はじめての策定版の策定)、検討を加えながら、地域の特性や自組織にあったものに改訂していく(改訂版の策定)という全体像を示す。</p> <p>⑤ マニュアル策定は、見直し・活用を重ねることによって、災害時における市町村の保健活動の役割について府内外の関係者との共有や連携が促進され、内容が実質化する方向性をもつことを示す。</p> <p>⑥ はじめての策定版(10ページ程度)、改訂版(20ページ程度)(いずれも帳票類及び資料を除く)のいずれにおいてもマニュアルの紙面ページ数が多くならないように示す。</p> <p>⑦ 策定の体制は、中心となる担当者の指名、策定チームの編成について、さらに係内で作成する場合、他部署と協働して作成する場合、府外の関係機関等を含めて作成する場合のそれぞれの意義について示す。</p> <p>⑧ 都道府県の災害時保健活動マニュアル、全国保健師長会の災害時の保健活動推進マニュアル、を活用することを促す。</p> <p>⑨ 市町村のマニュアル策定・見直し・活用に対して、県型保健所や都道府県本庁がどのようにかかわったらよいか、助言したらよいか、について、それらの考え方と方法についても役立つものとする。</p> <p>・ガイドが提示する基本項目の構成</p> <p>「マニュアルにこのような項目を記載しましょう」という提案を行う。項目は15項目を検討（1.マニュアルの目的、2.マニュアルの位置づけ、3.所属自治体の災害時の組織体制、4.保健活動の体制、5.緊急参集基準と参集時の留意事項、6.災害フェーズにおける保健活動(表)、7.市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携、8.要配慮者への支援、9.応援派遣者の受入れ、10.職員の健康管理・労務管理、11.平常時の活動、12.マニュアル策定要綱、13.アクションカード、14.別添:各種の帳票類、15.別添:各種資料）。</p> <p>●意見・方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別冊として、例文などが書かれていて、自治体独自の内容を書き込んでいくと、マニュアルが策定できるというようなひな形のようなものがあるとよい。 ・10～20頁のなるべくコンパクトなマニュアルができるガイドとしたい。 ・マニュアル策定時の体制づくりのイメージやパターンを示し、その意図を示す。 ・基本的事項の中にも優先順位や重みづけが必要。 ・BCP、アクションカードなど、共通理解を図るための用語説明はあってもよいが、知識面は他のマニュアル等を参照してもらう形にする。 ・策定編と改訂編でも基本項目は共通事項である。 ・マニュアルの見直しのタイミングや活用例を示す。
第5回班会議	<p>●ガイド（案）の構成の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドが提示する基本項目は、12項目、すなわち、1.マニュアルの目的、2.マニュアルの位置づけ、3.所属自治体の災害時の組織体制、4.保健活動の体制、5.緊急参集基準と参集時の留意事項、6.災害フェーズにおける保健活動、7.市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携、8.要配慮者への支援、9.応援派遣者の受入れ、10.職員の健康管理・労務管理、11.平常時の活動、12.マニュアル策定要綱、とする。 ・ガイドそのものは10ページ程度とする。 ・別冊として、マニュアルのひな型（作成フォーマット）をつける。 ・関連資料にアクセスできる情報を掲載する。 ・策定版、改訂版と分けるのではなく、項目の解説を記述する。

表3 協議により整理されたガイド（案）の構成

項目	ページ量
ガイド本編	総ページ10頁程度
1. 目次	
2. 本ガイドの趣旨説明(マニュアルの作成及び活用の背景、本ガイドの骨子(目的・対象・ねらい))	0.5～1頁
3. マニュアルの基本項目(策定版・改訂版) 各基本項目(以下の1)～12)において、解説を行う。 解説には、以下を含める。①当該項目をマニュアルに掲載する理由、②記載すべき事項(チェックリスト)、③当該項目に関する帳票類・各種資料の例、④参照すべき資料、参考資料、⑤当該項目に関する用語解説(必要に応じて)	
1)マニュアルの目的	2頁
2)マニュアルの位置づけ	
3)所属自治体の災害時の組織体制	
4)保健活動の体制	
5)緊急参集基準と留意事項	
6)災害フェーズにおける保健活動 保健活動の全体像(表) 各フェーズにおける活動(フェーズ0～5)	4頁(全体像の表は1頁、各フェーズの解説は合わせて3頁)
7)市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携	2頁
8)要配慮者への支援	
9)応援派遣者の受入れ	
10)職員の健康管理・労務管理	0.5頁
11)平常時の活動	0.5頁
12)マニュアル策定の要項	0.3頁
4. マニュアルの活用編 マニュアルを活用した平時の取組と、具体事例の提示	0.5頁
別冊:マニュアルの作成シート(はじめてのマニュアル策定)	総ページ10頁
はじめての策定版の作成シート及び使い方を提示 各基本項目の例文、図表の例示、ガイドの基本項目の関連解説ページ、参考資料を提示。自組織に合うように加筆修正することにより、マニュアルが完成できるようにする。	

資料1-1

令和5年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用 のためのガイド(案)

2024年2月1日

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究班

目次

はじめに

本篇

1. 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイドの趣旨	1
1) ガイド作成の背景	1
2) ガイドの目的	1
3) ガイドのねらい	1
4) ガイドの構成（本篇と別冊）	1
5) 本ガイドの使用者	1
2. マニュアルの基本項目	2
1) マニュアルの目的	2
2) マニュアルの位置づけ	2
3) 所属自治体の災害時の組織体制	2
4) 保健活動の体制	2
5) 緊急時の収集基準と留意事項	3
6) 災害フェーズにおける保健活動	3
7) 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携	7
8) 要配慮者への支援	7
9) 応援派遣者の受け入れ	8
10) 職員の健康管理・労務管理	9
11) 平常時の活動	9
12) マニュアル策定の要項	10
3. マニュアルの活用編（平時の取組、具体事例）	11

別冊

マニュアルの作成シート（はじめてのマニュアル策定）

本篇

1. 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド（以下、ガイド）の趣旨

1) ガイド作成の背景

近年毎年のように災害による甚大な被害が発生しています。被災地の健康支援に対して、地域防災計画に記載されている分掌役割を具現化し、活動推進を組織的に図る上で、必要とされる業務の全体像や行動手順を示した災害時保健活動マニュアル（以下、マニュアル）の存在は重要です。しかしながら実際のところ、マニュアルの策定、見直し及び活用にあたり、困難を抱えている市町村が多い状況にあります。

2) ガイドの目的

自然災害発生時に市町村の保健活動体制が迅速に構築され、被災地の健康支援が持続的に行われるよう、災害時に必要な業務及び行動を記載したマニュアルを、市町村が準備、活用する上で役立つ手順書を作成することです。

災害時保健活動マニュアルとは：災害時の保健活動に必要な業務の全体像及び行動を示す手順書。統括保健師、実務保健師の両者の業務及び行動を含むものとします。

3) ガイドのねらい

- ①マニュアル策定が難しいと感じている市町村においても、1歩踏み出して、着手することに役立つこと。さらにマニュアルの見直しや活用ができるない市町村において、見直しや活用に役立つこと。
- ②マニュアル策定は、まずヴァージョン1を策定し、見直し、活用を重ねることによって、自組織に合ったものにしていくこと、それらの取組過程を通して、庁内外の関係者と共有や連携を図り、内容を実質化できるようにすること。
- ③マニュアル策定は、中心となる担当者の指名、策定チームの編成により行われることが多いですが、係内で作成する場合、他部署と協働して作成する場合、庁外の関係機関等を含めて作成する場合のそれぞれにおいて活用可能な内容とすること。

4) ガイドの構成（本篇と別冊）

本篇には、マニュアルの策定・見直しにあたり基本とする12項目の解説（①当該項目をマニュアルに掲載する理由、②記載すべき事項（策定版及び見直し版におけるチェック事項）、③関係する帳票類・各種資料の例、④参照資料・参考資料、⑤用語解説、さらにマニュアルの活用事例を示します。

別冊には、はじめてマニュアル策定に取組む場合において、ひな型となる文例や図表を示し、書き込みながらヴァージョン1を概ね10ページ程度で作成できるように示します。

5) 本ガイドの使用者

市町村の保健師を主たる対象とします。合わせて市町村のマニュアル策定、見直し及び活用への支援にかかる県型保健所及び都道府県本庁にも活用いただきたいと思います。なお市町村には保健所設置市、特別区を含めます。

2. マニュアルの基本項目

マニュアルとして下記の1)～12)の項目を示すことを基本に策定してみましょう。各項目の解説と共に、はじめての策定における記載内容、自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正のそれぞれに必要となる記載事項を確認(□チェック)できるように示します。

1) マニュアルの目的

策定するマニュアルの目的を明確にします。災害時保健活動に従事する職員間、他部署、地元関係機関と災害時保健活動について共通理解を図るために、以下の事項を記載しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画に基づく被害想定<input type="checkbox"/>策定の目的<input type="checkbox"/>使用者・本マニュアルが扱う業務範囲<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>地域防災計画に記載されている分掌業務<input type="checkbox"/>対象とする発災後の時期(期間)<input type="checkbox"/>災害時の職員配置体制(例;一括配置、複数配置の部署配置等)の記載とその体制により行う業務であること<input type="checkbox"/>応援派遣の受入と活用を含むこと	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>改訂の目的・履歴<input type="checkbox"/>地域特性の記載<input type="checkbox"/>災害時保健活動として追加すべき健康危機事象<input type="checkbox"/>法律改正や関連マニュアル改訂による反映内容

2) マニュアルの位置づけ

都道府県及び所属自治体の各地域防災計画との関係、関連する他のマニュアルとの関係を災害時保健活動マニュアルの位置づけを明確にします。他部署や、地元関係機関と共有するために、以下の事項を確認しましょう。他の関連マニュアルとの関係を、図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>都道府県及び市町村地域防災計画との関係<input type="checkbox"/>関連する他のマニュアルとの関係<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>所属自治体内の災害時関連マニュアル<input type="checkbox"/>都道府県や管轄保健所の関連マニュアル<input type="checkbox"/>所属自治体の業務継続計画(BCP)との関係	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>地域防災計画の改訂や関連マニュアルの追加時に修正

3) 所属自治体の災害時の組織体制

災害時対策本部の組織体系と各部署の役割を示します。図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>災害時対策本部の組織体系<input type="checkbox"/>各部署の災害時の役割(班名・係名・分掌内容等)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>地域防災計画の改訂があった場合に修正

4) 保健活動の体制

統括部門(統括者及び副統括者)及び現場部門(具体業務を担う現場リーダー及び現場スタッフ)の設置と各役割を示します。図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>統括部門と現場部門の編成<input type="checkbox"/>統括部門と現場部門の各役割と職員配置	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>災害時の対応経験や平時の訓練等を通じて、より具体的な内容を追加

5) 緊急時の参集基準と留意事項

所属自治体の緊急参集基準と参集可否等の連絡方法を記載します。表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 参集基準・参集場所 <input type="checkbox"/> 勤務時間外・勤務時間内 <input type="checkbox"/> 参集可否等の連絡方法 <input type="checkbox"/> 携帯品、その他注意事項	<input type="checkbox"/> 自治体内の基準に改訂があった場合に修正

6) 災害フェーズにおける保健活動

災害時の保健活動は、災害の種別、被害規模、発生した季節や、地域の脆弱性などによって影響を受ける。特に、風水害は、気象情報によって、ある程度の予測が可能なため、被害発生前の避難行動や、職員も災害対策のための執務体制をあらかじめ図ることが可能になる。

災害発生直後から復旧に至るまでの各フェーズの保健活動の概要について理解することで、予防的な保健活動を行うために、以下の事項等を記載しましょう。

(1) フェーズ0～1（発災から24時間以内）

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理(実施については10)を参考 <input type="checkbox"/> 通常業務	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正 以下について、自治体や関係機関の方針や体制の変更に応じて修正・加筆する <input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 保健医療福祉調整本部の設置 <input type="checkbox"/> 初期対応方針の決定・周知 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 応援派遣保健師等の要請可否の判断 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 被災情報(人的・物的被害,ライフライン等)把握 <input type="checkbox"/> 避難所等開設状況、避難者情報の把握 <input type="checkbox"/> 医療機関の状況把握(EMIS等) <input type="checkbox"/> 要配慮者の安否確認 <input type="checkbox"/> 保健・看護・介護・薬局等関連機関の状況把握 <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 医療救護所の設置 <input type="checkbox"/> 地域医療コーディネータとの連携 <input type="checkbox"/> 緊急入院・受診等の調整 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 保健予防対策の方針決定 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> ハイリスク者(人工呼吸器装着、透析患者等)の支援 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理(実施については10)を参考 <input type="checkbox"/> 安全の確保を確認した上で職員招集 <input type="checkbox"/> 通常業務 <input type="checkbox"/> BCP(業務継続計画)発動

(2) フェーズ2（発災後24～72時間以内）

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理	<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 本部方針、地域状況、受援等に伴う活動体制の再編 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 受援調整・準備 <input type="checkbox"/> 都道府県本庁・管轄保健所・派遣元自治体との連携 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 地域医療コーディネータとの連携 <input type="checkbox"/> 緊急入院・受診等の調整 <input type="checkbox"/> 医薬品、衛生資機材等の確保・調整 <input type="checkbox"/> 三師会・医療救護班等との連携・調整 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 二次健康被害防止対策 <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理と生活環境整備 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者(人工呼吸器装着、透析患者等)の支援 <input type="checkbox"/> 福祉避難所、緊急入所等の調整 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 健康・労務管理方針決定・実施

(3) フェーズ3（発災後72時間～1週間）

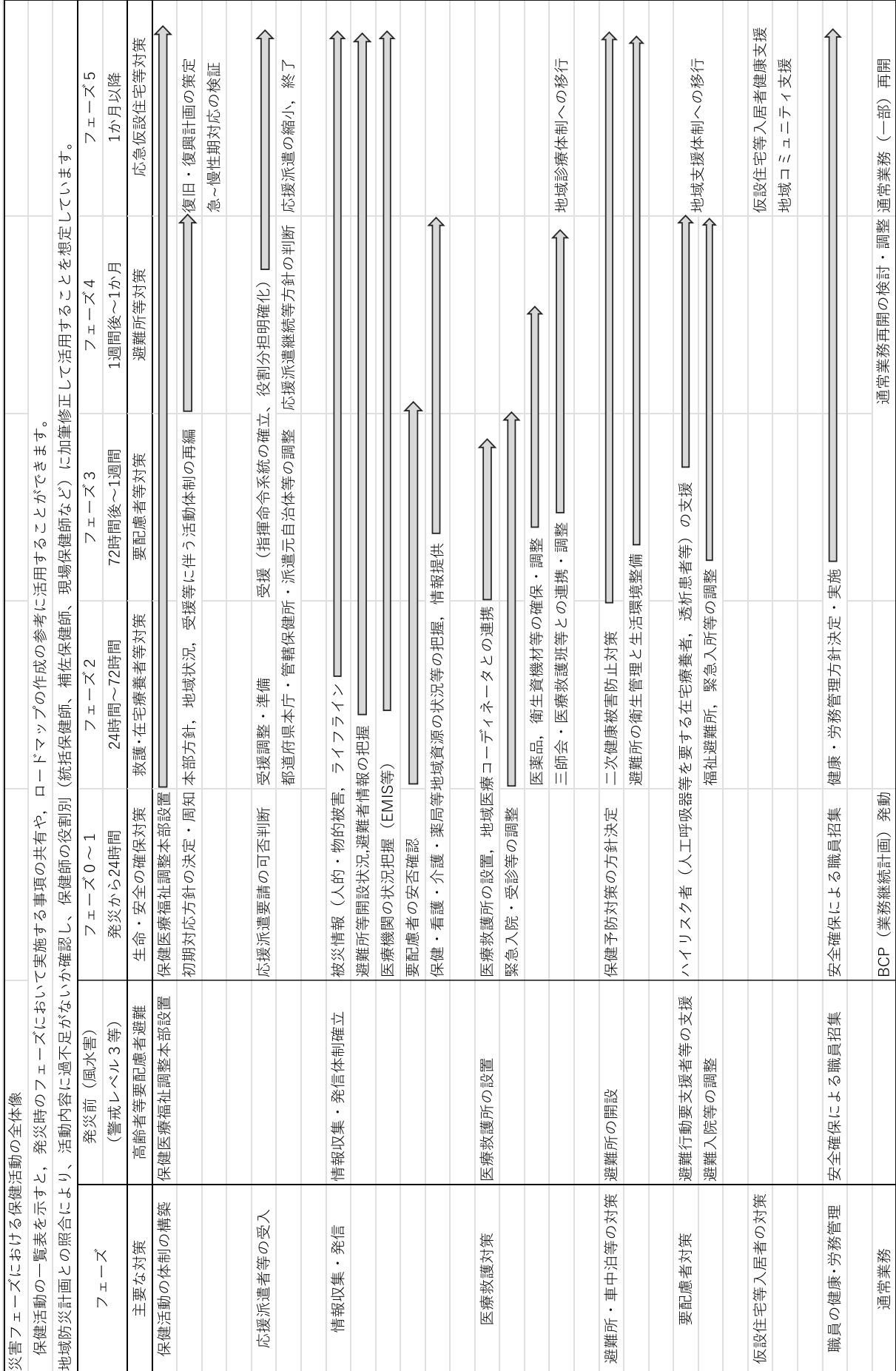
はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理	<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 受援(指揮命令系統の確立、役割分担の明確化) <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 医療救護対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 (前フェーズ同様)

(4) フェーズ4（発災後1週間後～1か月）

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 医療救護対策 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 <input type="checkbox"/> 通常業務	<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 □応援派遣継続等方針の判断 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 医療救護対策 □医薬品、衛生資機材等の確保・調整 □三師会・医療救護班等との連携・調整 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 通常業務 □通常業務再開の検討 □通常業務再開に向けた調整・準備

(5) フェーズ5（発災後1か月以降）

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 <input type="checkbox"/> 仮設住宅等入居者の対策 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 <input type="checkbox"/> 通常業務	<input type="checkbox"/> 保健活動の体制の構築 □各フェーズにおける活動の検証 □復旧・復興計画の策定 <input type="checkbox"/> 応援派遣者等の受入 □応援派遣の縮小・終了 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 医療救護対策 □地域診療体制への移行 <input type="checkbox"/> 避難所・車中泊等の対策 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 要配慮者対策 □地域支援体制への移行 <input type="checkbox"/> 仮設住宅等入居者の対策 □仮設住宅等入居者の健康支援 □地域コミュニティ支援 <input type="checkbox"/> 職員の健康・労務管理 (前フェーズ同様) <input type="checkbox"/> 通常業務 □通常業務(一部)再開



7) 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携

被災市町村の災害時保健活動を迅速かつ持続的に推進していくためには、都道府県本庁および管轄保健所と連携しながら一体的に行うことが重要です。

そのため、市町村および管轄保健所、都道府県本庁の連携体制、指揮命令系統と各役割を事前に確認しマニュアルに記載しましょう。また、管轄保健所の役割として被災市町村のニーズ把握・集約や統括保健師の後方支援など、市町村のサポートを担う管轄保健所のリエゾン保健師の役割の明示も大切です。マニュアルには、各役割と連携の共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いて示すと分かりやすいです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の連携体制	<input type="checkbox"/> 地域特性や自組織の特性に応じた具体的役割や連携体制の検討内容
<input type="checkbox"/> 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割	<input type="checkbox"/> 法律改正や他部署等の関連マニュアル改訂による反映内容
<input type="checkbox"/> 管轄保健所のリエゾン保健師の役割	

【参考資料】日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 【各論】第4 災害時の保健医療活動の実際,p20-p33,2020.

8) 要配慮者への支援

発災時、支援優先度の高い要配慮者を迅速に把握にかつ持続的に支援していくためには、平常時における情報把握や関係機関と連携しながら一体的に行うことが重要です。

そのため、自治体の防災計画における「避難行動要支援者」の位置付けの確認や要配慮者となりうる可能性の高い人々の対象像や対応策を検討しマニュアルに記載しましょう。また、災害時の要配慮者支援に関する法・制度について別添資料に明示しておくと基礎知識の理解に役立ちます。これらの共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いてマニュアルに示しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<input type="checkbox"/> 防災計画における避難行動要支援者の位置付け <input type="checkbox"/> 要配慮者となりうる対象者の基本的対象像 (例. 女性、妊娠じょく婦、DV被害者、子ども、高齢者、障がい者、医療機器装着者・医療ケアを要する者児、アレルギーを有する者、外国人など) <input type="checkbox"/> 別添資料 ・避難行動要支援者支援における法・制度の知識 (災害対策基本法第49条の10) ・福祉避難所の位置付け(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)	<input type="checkbox"/> それぞれの要配慮者の特性別に必要な留意点と支援方針 <input type="checkbox"/> 要配慮者リストの作成と定期的な更新計画 <input type="checkbox"/> 支援関係機関の連携体制と役割

【参考資料】日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 2)要配慮者支援, p43-p50, 2020.

9) 応援派遣者の受入れ

被害が甚大で被災地自治体のみでは対応しきれない場合、すみやかに応援を要請し被災者支援体制を整備し、受援側・支援側双方が被災地域の課題を常に共有し、連携・協働して支援活動に取り組むことが重要です。

そのため、応援派遣要請の流れと、受援、応援による活動体制、各関係機関の役割分担を確認し記載しましょう。また、災害時には被災地内外の多様な保健医療活動チームが支援に入ることを踏まえ主要な支援チームの名称や役割、派遣要請の根拠計画を別添資料に明示しておくと基礎知識の理解に役立ちます。これらの共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いてマニュアルに示しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<ul style="list-style-type: none">□応援派遣者の要請・受け入れに関する流れと役割 (被災市町村、管轄保健所、都道府県本庁、厚生労働省)□発災直後の応援・派遣要請の要否の判断基準□基本的な受援方針□受援から活動開始までの流れ□別添資料<ul style="list-style-type: none">・主要な保健医療活動チームの役割の明示(災害派遣医療チーム DMAT、災害時健康危機管理チーム DHEAT 等)・派遣要請の根拠計画(防災基本計画 第2編第2章第8節／厚生労働省防災業務計画 第2編第2章第6節 第3の3)	<ul style="list-style-type: none">□フェーズの進展に伴う派遣応援量の判断や終了の判断基準□応援派遣者の要請・受け入れに関する流れと役割の自組織内外の担当部署の明確化□応援派遣受援のためのオリエンテーション・スタッフミーティング内容□法律改正や関連マニュアル改訂による反映内容

【参考資料】

日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 【各論】第5 応援派遣による活動体制,p82-p108,2020.

厚生労働省:健健発 0320 第 1 号-災害時健康危機管理支援チーム活動要領について, 2018.

10) 職員の健康管理・労務管理

災害発生時は不確定な状況の中、迅速な判断や対応が求められ、一過的に多大な業務負荷がかかります。早めに方針を共有し、職員の安全と健康を守ることを前提として、多層の支援を活用し対応できるよう以下の事項を記載します。あわせて、災害が発生してからの対応ではなく、平時の体制や仕組みを災害発生時に応用することができるよう備えることが大切です。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<p>【組織として対応する事項】</p> <p>□所属自治体の地域防災計画、関連マニュアル等に記載されている職員の健康管理に関する事項</p> <p>□災害時の労務管理方針と体制(図示)</p> <p>□災害時の勤務時間の把握方法</p> <p>□災害時の休暇の確保・促進方法(ルールがあれば明記:初期対応した職員は休むなど)</p> <p>□職員の健康管理体制と進め方(図示・責任者明確化)</p> <p>□活用可能な資源のリスト(応援チーム・地域資源)</p> <p>□災害に強い職場づくりを進めるための具体的な方法</p> <p>□災害時に想定される職員の健康課題(長時間労働、PTSD 等)</p> <p>【職員個人が対応する事項】</p> <p>□発生直後の行動指針(安全確保)と安否確認方法</p> <p>□休憩・休暇の確保(時間・場)</p> <p>□心身の健康確認項目(セルフチェック)</p> <p>□心身への影響が大きい業務・影響を受ける可能性のある基礎疾患</p>	<p>□訓練や被災経験(含む応援派遣)などを振り返り、実効性の面から加筆・修正する</p> <p>□災害規模や被害状況に応じた体制や対策であるかを検証する</p> <p>□平時の健康管理体制や方針の改訂があった場合に提示内容を修正</p> <p>□災害時の健康管理フロー図の作成と見直し(実行性の面からの検討)</p> <p>□災害を想定したメンタルヘルス研修の企画と運用</p>

1.1) 平常時の活動

災害時に迅速かつ適切な保健活動を展開するためには平常時からの準備が重要であり、また、発災時に参集した保健師等職員が誰であっても担えるようにする必要があります。よって、平常時からの庁内の関係部署及び地元の関係機関との顔に見える関係づくりや災害時保健活動を理解し、災害に対応できる保健師等職員の人材育成も重要です。これらのために、以下の事項がマニュアルに含まれ、また改訂されているか確認しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<p>【災害を想定した平常時からの保健活動】</p> <p>□平常時の保健活動をとおした庁内の関係部署及び地元の関係機関との連携強化</p> <p>□要配慮者の支援体制整備(特に他部署がリスト化していない対象、妊産婦・乳児、人工透析患者、在宅難病患者等)</p> <p>□地域住民の災害対応力向上のための活動(健康教育等)</p> <p>【災害時保健活動のための平常時における体制整備】</p> <p>□平常時の体制整備のための保健師等職員の役割・担当</p> <p>□保健師等所属部署内のマニュアルの周知・共有(方法・頻度等)</p> <p>□庁内の関係部署(特に危機管理部署、避難所担当部署、福祉避難所担当部署等)へのマニュアルの周知・共有・擦り合わせ(方法・頻度等)</p> <p>□地元の関係機関へのマニュアルの周知・共有(対象関係機関のリスト、方法・頻度等)</p> <p>□マニュアルの更新(担当・時期・方法等)</p> <p>□災害時保健活動に関わる必要物品・資料及び更新(担当・時期・方法等)</p> <p>□保健師のキャリアラダー等に基づく健康危機管理能力育成に関わる保健師のニーズ把握</p> <p>□災害を想定した研修・訓練(時期・頻度、方法等)</p>	<p>【災害を想定した平常時からの保健活動】</p> <p>□平常時の保健活動をとおした庁内の関係部署及び地元の関係機関との連携強化</p> <p>□要配慮者の支援体制整備(特に他部署がリスト化していない対象、妊産婦・乳児、人工透析患者、在宅難病患者等)</p> <p>□地域住民の災害対応力向上のための活動(健康教育等)</p> <p>【災害時保健活動のための平常時における体制整備】</p> <p>□平常時の体制整備のための保健師等職員の役割・担当</p> <p>□保健師等所属部署内のマニュアルの周知・共有(方法・頻度等)</p> <p>□庁内の関係部署(特に危機管理部署、避難所担当部署、福祉避難所担当部署等)へのマニュアルの周知・共有・擦り合わせ(方法・頻度等)</p> <p>□地元の関係機関へのマニュアルの周知・共有(対象関係機関のリスト、方法・頻度等)</p> <p>□マニュアルの更新(担当・時期・方法等)</p> <p>□災害時保健活動に関わる必要物品・資料及び更新(担当・時期・方法等)</p> <p>□保健師のキャリアラダー等に基づく健康危機管理能力育成に関わる保健師のニーズ把握</p> <p>□災害を想定した研修・訓練(時期・頻度、方法等)</p>

1.2) マニュアル策定の要項

マニュアル策定の要項を作成しましょう。要項にはマニュアルの策定及び改訂にかかる組織、検討内容、分掌する部署などを定め、明文化しておくことにより、マニュアル策定、見直し、活用の取組が組織的に位置づけられ、他部署との共有の下に、取組が進むことになります。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
<p>□マニュアルの策定及び改訂の検討組織の設置、検討内容、検討組織の構成員、分掌部署等</p>	<p>□ 検討組織による定期的な点検及び地域防災計画等の関連計画や関連マニュアルの改訂、被災や応援経験後に、記載内容を点検し、運用に即した内容となるよう修正</p>

3. マニュアルの活用編（平時の取組、具体事例）

マニュアルを有事に活用するために、平時からのマニュアル活用が必須です。また、所属自治体の状況や社会情勢の変化に合わせたマニュアル改訂が必要です。平時からのマニュアル活用や適時改訂のために、以下の事項をマニュアルに記載しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□本マニュアルの活用方法:活用の主担当者、活用時期、活用目的、活用内容	<input type="checkbox"/> 活用方法の変更時に内容を修正
□本マニュアルの改訂方法:改訂の主担当者、改訂時期・タイミング	<input type="checkbox"/> アクションカード等、具体的な動きを示した別冊と分ける <input type="checkbox"/> 改訂方法の変更時に内容を修正

＜マニュアルを活用した平時の取組の具体事例＞

マニュアルの活用目的	具体事例
・災害対応能力の獲得	・災害の知識や実践力を得るための研修・訓練の教材やツールとする(マニュアルを全員に配布、読み合う、新人保健師等が地域保健関連情報を更新、訓練で様式を使用、アクションカード等を作成)
・災害の意識化	・毎年度、担当者名や地域関連情報等を更新することで各自が災害を意識する機会とする ・災害資器材の点検・準備のためのツールにする ・訓練等の評価を機会にマニュアル内容を部分的に見直す
・連携強化	・自治体内／地域内の連携強化を意図した研修・訓練等の教材・ツール・根拠資料とする ・関係部署や幹部へ災害時保健活動を周知するためのきっかけやツールにする(策定・改訂時に配布、手持ちで説明、庁内ポータルに貼る、訓練で役割を持ってもらう)
・他自治体への支援	・保健所が管内市町村の災害時保健活動を支援するツールとする(マニュアル作成を支援) ・全国自治体のマニュアル作成支援のためにホームページで共有する(問合せに応じる)
・予算確保	・災害対策事業の予算要求の根拠資料にする

この「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」は、
以下のメンバーによって作成しました。

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究班

宮崎 美砂子(千葉大学大学院看護学研究院 教授)

尾島 俊之(浜松医科大学 医学部 教授)

奥田 博子(国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 上席主任研究官)

春山 早苗(自治医科大学 看護学部 教授)

雨宮 有子(千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授)

吉川 悅子(日本赤十字看護大学 看護学部 准教授)

岩瀬 靖子(千葉大学大学院看護学研究院 講師)

草野 富美子(広島市東区厚生部長(事)地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長)

相馬 幸恵(新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部 副部長・企画調整課長)

築場 玲子(宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課 技術副参事兼総括課長補佐)

立石 清一郎(産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 教授)

五十嵐 侑(産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 助教)

井口 紗織(千葉大学運営基盤機構ダイバーシティ推進部門 特任助教)

花井 詠子(千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程 大学院生)

【問合せ先】

千葉大学大学院看護学研究院 地域創成看護学講座

〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1

TEL&FAX:043-226-2435

(研究代表者)宮崎 美砂子 Email:miyamisa@faculty.chiba-u.jp

資料1-2

令和5年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド

別冊(案)

マニュアルの作成シート(はじめてのマニュアル策定)

2024年2月1日版

- この別冊は「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」をもとに、はじめてのマニュアル策定に、ここに示す作成シート等に記入しながら取組めることをねらいとして作成しました。
- まずは第一歩、「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」の2.マニュアルの基本項目の内容を参照しながら、様式（ひな形）を使って、マニュアルを策定してみましょう。
- 策定は、保健活動の主な担当部署から選抜したメンバーがワーキングチームをつくり、進めることをお勧めします。
- 様式の斜字アンダーライン部分は、所属自治体に合うように、加筆修正して記入してみましょう。
- 策定したマニュアルを、マニュアル策定の主担当者（チーム）→係→課→他部署等へ回覧し意見を求めましょう。
- そして、皆の意見を踏まえたマニュアルの初版を完成させましょう。

〇〇市町村災害時保健活動マニュアル

〇年〇月作成

目 次

1. マニュアルの目的の記載（ガイド※本編 p 2）	47
2. マニュアルの位置づけの記載（ガイド本編 p 2）	47
3. 所属自治体の災害時の組織体制の記載（ガイド本編 p 2）	47
4. 保健活動の体制の記載（ガイド本編 p 2）	47
5. 緊急参集基準と留意事項の記載（ガイド本編 p 2）	49
6. 災害フェーズにおける保健活動の記載（ガイド本編 p 3～p 6）	49
7. 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携の記載（ガイド本編 p 7）	51
8. 要配慮者への支援（ガイド本編 p 7）	51
9. 応援派遣者の受入れの記載（ガイド本編 p 8）	52
10. 職員の健康管理・労務管理の記載（ガイド本編 p 9）	52
11. 平常時の活動の記載（ガイド本編 p 10）	53
12. マニュアル策定の要項の記載（ガイド本編 p 11）	54
13. マニュアル活用の記載（ガイド本編 p 11）	54
14. マニュアル改訂の記載（ガイド本編 p 2～p 10 の各基本項目）	54
付属資料：	55

1. マニュアルの目的の記載（ガイド*本編 p2）

*ガイドとは「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」を指します

(文面の例) 〇〇市町村(所属自治体) 地域防災計画に基づく被害想定^{a)} に対して、保健活動に従事する職員、他部署、地元関係機関や団体と災害時保健活動について共通理解を図り、発災直前・直後から迅速かつ適切に保健活動を開始し、中長期にわたり防ぎ得る死と二次的な健康被害の最少化を目指し、本マニュアルを作成する。

a) 〇〇市町村地域防災計画 p●、表●、図●

2. マニュアルの位置づけの記載（ガイド本編 p2）

(ポイント) 所属自治体において関連する計画やマニュアルと策定する災害時保健活動マニュアルの関係を記載しておきましょう。

(文面の例) 本マニュアルは、災害対策基本法、災害救助法を反映し、〇〇都道府県地域防災計画、〇〇市町村(所属自治体) 地域防災計画に準ずる。また所属自治体の〇〇マニュアル、〇〇アクションカード、業務継続計画(BCP)とともに用いる。

3. 所属自治体の災害時の組織体制の記載（ガイド本編 p2）

(文面の例) 本市町村では、第〇号配備体制において、市町村長を本部長とする災害対策本部^{a)} および地区対策本部^{b)}を設置し、第〇号配備体制においては夜間・休日についても職員を動員し体制を整える。

a) 市町村災害対策本部組織図 (挿入)

b) 地区対策本部 (挿入)

4. 保健活動の体制の記載（ガイド本編 p2）

(ポイント) 所属自治体に合った災害時の保健活動の体制についてあらかじめ協議し明記します。体制は文章と共に表を示すと分かりやすいです。

(文面の例) 本市町村地域防災計画に基づき災害対策本部長の判断により、保健活動班が設置された際には、保健師は保健活動班として活動する。

1) 一括配置による保健活動班設置の場合

(文面の例) 複数の部署に分散配置されている保健師等を災害発生時に一括配置し、統括部門及び現場部門を設置し、各役割を示すと共に職員を配置する。

(表の例) 災害時保健活動に係る体制と役割

体制	担当者：氏名・部署	役割
【統括部門】		
統括保健師： <u>統括的立場の保健師</u> または <u>衛生部門（○○課）配属で職位が上位の保健師等</u>		情報管理、活動方針の決定、健康課題の特定、活動計画策定、人員配置・調整、関係部署・関係機関との連携調整、応援派遣者の受け入れ調整、職員の健康管理・労務管理等を担う
統括補佐保健師： <u>○○課配置で職位が上位の保健師等</u>		
【現場部門】		
リーダー保健師： <u>中堅期以降の保健師であることが望ましい</u>		救護所対応、避難所対応、避難所外避難者対応などの具体業務を編成し、各業務をチームで担う
スタッフ保健師		

2) 分散配置の配属部署に基づく体制の中で活動を担う場合

(文面の例) 配属部署の災害時の分掌に基づき、部署の他職員と共同して活動を担う。

(表の例) 保健師が分散配置されている各部署の災害時の分掌と役割

部署（部長）	班（班長）	所属課等	分掌事項・役割
<u>支所</u>	支所班 (○○支所長) (○○支所長) (○○支所長) (○○支所長)	○○支所 ○○支所 ○○支所 ○○支所	1. 被害情報の収集と取りまとめ、本部への報告に関すること 2. 公共施設等の被害調査に関すること 3. 災害復旧用資材の配布に関すること 4. 被災者の安否の問い合わせに関すること 5. 広報車による広報に関すること 6. 避難所の開設・運営に関すること 7. 被災・罹災証明書の受付・発行に関すること 8. 各防災班との連携に関すること
<u>健康福祉部 (健康福祉部長)</u>	生活救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課 障害福祉課 健康増進課 介護保険課 地域包括ケア推進課	1. 高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難に関すること 2. 福祉避難所に関すること 3. 救護所の設置に関すること 4. 救護班の編成に関すること 5. 保健医療機関との連絡調整に関すること 6. 感染症の予防及び防疫対策に関すること 7. 被災地域の衛生指導に関すること 8. 保健衛生医薬品等の確保に関すること 9. 日本赤十字社等への応援要請に関すること 10. 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること 11. 救援物資の受け入れに関する事務委任（物資搬入後） 12. 災害見舞金等の支援に関すること 13. 義援金の受入に関すること 14. ボランティアセンターとの連携に関すること
<u>こども部 (こども未来部長)</u>	保健活動班	健康増進課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課	1. 被災者の心身の健康管理に関すること
	保育班 (保育課長)	保育課 こども家庭課	1. 助産及び乳幼児の救護に関すること 2. 応急保育に関すること 3. 保育園児の避難誘導に関すること 4. 保育施設の被害調査及び応急対策に係ること 5. 保育所等職員の動員に関すること

5. 緊急参集基準と留意事項の記載 (ガイド本編 p2)

(文面の例) 本市町村では、各災害に基準^{a)}を設け、以下の配備体制を取る。

a) 気象庁の気象警報・注意報等、避難勧告等の市町村の発令

1) 全職員の参集

- ・勤務時間内の発災の場合、所属部署で活動を開始する。外出先で被災した場合は安全に配慮しながら速やかに帰庁する。
- ・勤務時間外の発災の場合、原則として所属部署に参集する。但し、別途指示がある場合は、それに従う。
- ・出勤できない場合、電話またはメール等により安否の報告を行い、所属長またはリーダー保健師に指示を仰ぐ。

2) 一部職員の参集

- ・第○号配備体制^{b)}において、参集する。
b) 第○号特別警戒体制 (職員の○～○割が参集)

3) 出勤時の携行品と注意点

- ・様式○により携行品を準備し、<勤務時間外に出勤する際の注意点>を参照する。

6. 災害フェーズにおける保健活動の記載 (ガイド本編 p3～p6)

(ポイント) 以下の1)及び2)を表の形式などで記載します。記載方法はガイド本篇を参照してください。

1) 保健活動の全体像 (表) (挿入) ※表の例示 (次ページ) 様式を別添で示します。

2) 各フェーズにおける活動 (フェーズ0～5) (挿入)

災害フェーズにおける保健活動の全体像 保健活動の一覧表を示すと、発災時のフェーズにおいて実施する事項の共有や、ロードマップの作成の参考に活用することができます。 地域防災計画との照合により、活動内容に過不足がないか確認し、保健師の役割別（統括保健師、補佐保健師、現場保健師など）に加筆修正して活用することを想定しています。	
フェーズ	発災前（風水害） (警戒レベル3等)
主要な対策	高齢者等要配慮者避難
保健活動の体制の構築	
応援派遣者等の受入	
情報収集・発信	
医療救護対策	
避難所・車中泊等の対策	
要配慮者対策	
仮設住宅等入居者の対策	
職員の健康・労務管理	
通常業務	

7. 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携の記載 (ガイド本編 p7)

(文面の例)

1) 市町村

- ・市町村地域防災計画を作成し、第1線で地域住民の生命、身体、財産等の保護を、応急対応、復旧・復興、防災に至るまで一貫して行う（災害対策基本）

2) 管轄保健所（都道府県型）

- ・都道府県の出先機関として都道府県本庁と連携の下、市町村を支援する（災害対策基本）
- ・地域における健康危機管理の拠点（地域保健対策の推進に関する基本的な指針（改正平成24年7月31日）、地域における健康危機管理について—地域健康危機管理ガイドライン（平成13年地域における健康危機管理のあり方検討会）
- ・災害を含む地域の健康危機に対して、地域の医療機関や市町村保健センターの活動を調整して、必要なサービスを住民に対して提供する仕組みづくりを行う地域の中核拠点として位置づけられている
- ・平時・危機発生時・事後の各対応を行う

3) 都道府県本庁

- ・都道府県地域防災計画を作成し、都道府県内の市町村の状況・活動全体を統括、厚生労働省、他の自治体、関係団体との調整を行う
- ・都道府県全体の事象進展を予測しながら、早期に対応すべき事項、中長期に対応すべき事項について、先行的な対策樹立と体制確保を行う（災害対策基本）

連携体制図（挿入）

8. 要配慮者への支援 (ガイド本編 p7)

(文面の例)

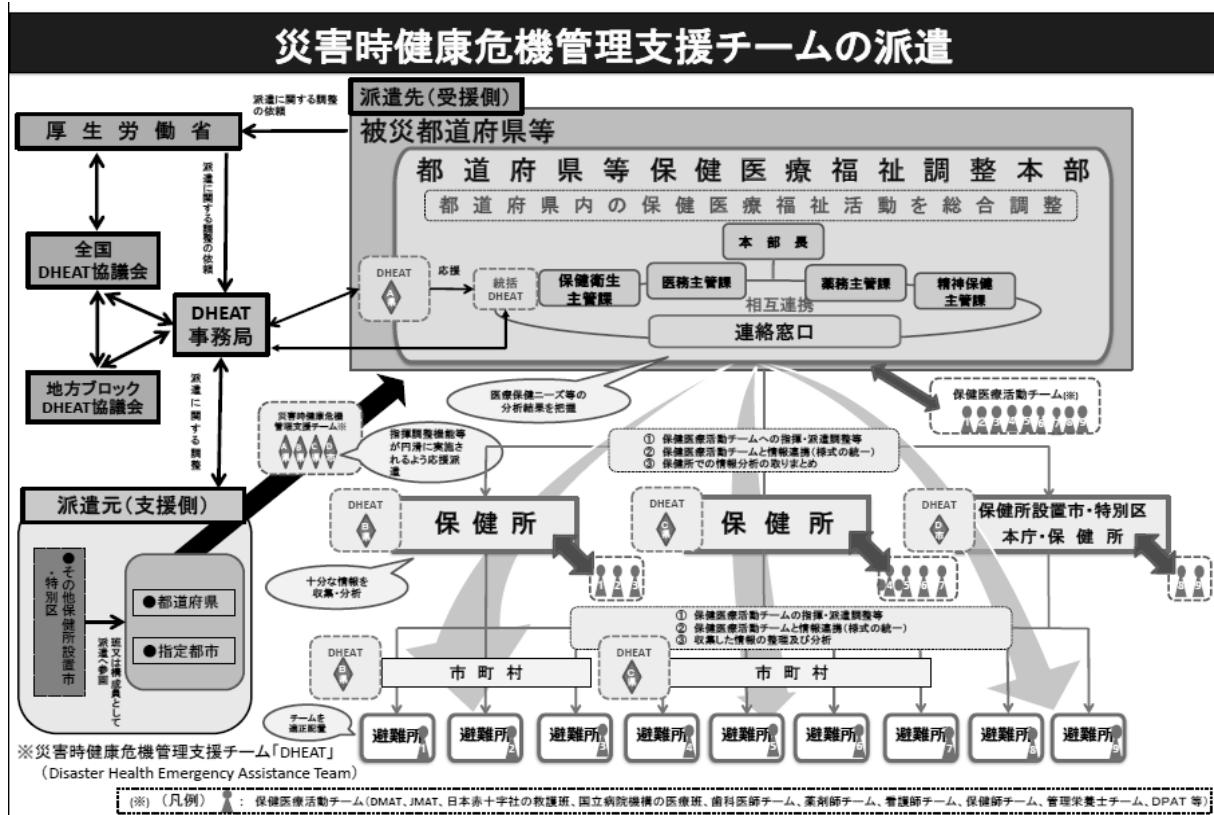
要配慮者名簿をもとに、関係者と連携し、安否・健康状態の確認と情報集約を行う。（上記6.災害フェーズにおける保健活動を参照）

要配慮者名簿の保管場所	○年度要配慮者数	支援者
<u>○○課 ファイルサーバ: oo</u>	<u>○人</u>	<u>・訪問看護ステーション</u>
<u>○○書庫: oo</u>	<u>○人</u>	<u>・ケアマネジャー</u>
<u>他課 oo書庫</u>	<u>○人</u>	<u>・oooo</u>

9. 応援派遣者の受入れの記載 (ガイド本編 p 8)

(文面の例) 受援においては、被災自治体職員は被災者支援の全体統括の役割を担う。応援派遣職員は、被災自治体職員と協力して、主として直接、被災者支援を担うことになるが、両者が各々の役割を理解し、効果的に連携、協働することにより、円滑な支援活動を進める。

下記資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001163670.pdf>



1) 受援・受援終了の決定方法

受援・受援終了決定者：統括保健師（統括保健師補佐者と相談）

受援要請ルート（様式）：災害対策本部→○○保健所：○○○○（様式○）

受援決定基準：

受援終了基準：

2) 受援のための準備

(表の例)

提供情報・資料	被災地の基本情報、被災状況、依頼目的・内容、記録様式、地図、緊急連絡先、保健・医療・福祉の体系図、医療・福祉関係機関情報、等
執務場所と資機材	○○会議室、予備PC(○○課○台)、等
窓口（主・副） 派遣調整担当	主：○○課○○○○、副：○○係○○○○ ○○課○○○○、○○係○○○○
情報共有等の方法	毎朝○時に○○会議室に集合 その他の報告・連絡ルート：○○→○○

10. 職員の健康管理・労務管理の記載 (ガイド本編 p 9)

(文面の例) 災害時に、支援者の健康を守ることは必須である。災害発生時に長期間にわたり支援

者の健康を維持するには、ストレスとなる業務を適正化すること、効果的な負担軽減施策を早期に導入することにより、バーンアウトなどの職場離脱や生産性の低下を防ぐ。

1) 職員の健康管理（管理者： ・担当者 ）

- ・自治体職員の健康課題リストの作成と共有・留意点
- ・健康セルフチェック表の配布
- ・毎日、定時の血圧測定と記録・管理
- ・職員間の思いの共有（インフォーマル（非公開）
- ・定期的な休養の必要性、ストレスマネジメント等の啓発・教育（チラシやリーフレット^{a)}）

2) 労務管理（管理者： ・担当者 ）

- ・役割分担と業務ローテーションの明確化
- ・勤務間インターバル9時間以上の確保（フレックスタイム、遅出・早出等）
- ・週1回以上の休日の確保
- ・管理監督者も含めた正確な残業時間の把握
- ・100時間超の残業実施者について健康確保措置の実施
- ・産業医の専任化（産業医： 、連絡先 ）
- ・単純定型業務のDX化や外注
- ・任命権者・管理監督者に対する長時間労働および過労死の防止に関する啓発

a)職場における災害時のこころのケアマニュアル

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/oshirase/pdf/H29kokoro_no_kei.pdf

【その他】健康管理の帳票類・各種資料

- ・災害時の職員の健康管理に関するチラシやリーフレット（トイレに貼つたり）の例
- ・災害時における自治体職員の健康課題リストの例

1.1. 平常時の活動の記載（ガイド本編 p10）

（文面の例）

1) 体制整備

- ・組織体制の構築と指揮命令系統・役割の明確化（参集体制整備）
- ・情報伝達体制の整備（必要情報、帳票類、関係者名簿、連絡網等の明確化）
- ・活動体制の整備（避難所、要援助者、社会資源、災害に弱い地域、保健活動に必要な物品）
- ・避難指示発令時の保健活動内容の検討
- ・関係機関等の把握と役割の明確化
- ・都道府県－保健所－市町村の連携強化と具体的な連携方法の確認（ルート・様式）

2) 人材育成・地区診断

- ・健康危機発生時に迅速かつ適切な保健活動を行うため研修・訓練

参考資料：

- a) 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について（令和4年2月1日）
 - b) 実務保健師の災害時の対応能力育成のための研修ガイドライン（令和2年3月）
 - c) 保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド（令和2年3月）
 - d) 統括保健師のための災害に対する管理実践マニュアル・研修ガイドライン（平成30年3月）
- ・他部署や地域住民と協働した災害訓練

3) 地域住民の災害対応力強化

- ・健康教育
- ・災害時の広報の仕方
- ・個別避難計画の作成促進

12. マニュアル策定の要項の記載（ガイド本編 p11）

（文面の例）マニュアル策定及び改訂に関わる組織体制及び検討事項を要項として以下のように示す。

（例）○○（所属自治体）災害時保健活動検討会設置要綱

（設置）

第1条 災害時に保健活動が迅速かつ持続的に推進できるように、災害時保健活動マニュアルの策定及び改訂を行うための災害時保健活動検討会を設置する

（検討事項）

第2条 次に掲げる事項を検討する

（1）災害時保健活動マニュアルの内容に関すること

（2）その他、災害時の保健活動に関して必要と認めること

（構成員）

第3条 検討会は、別表に掲げる者により構成する

（ワーキンググループの設置）

第4条 マニュアルの策定及び改訂に必要な情報収集・分析、実務的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

（関係者の出席）

第5条 検討会及びワーキンググループは必用に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

（庶務） ○○部○○課において行う

附則 この規程は、○年○月○日から施行する

13. マニュアル活用の記載（ガイド本編 p11）

以下のように活用する。

マニュアル活用目的	主担当者・活用時期・活用内容
・災害対応能力の獲得	
・災害の意識化	
・連携強化	
・他自治体支援	
・予算確保	

14. マニュアル改訂の記載（ガイド本編 p2～p10の各基本項目）

（文面の例）マニュアル策定の要項に則り、定期的に見直しを行う。また災害時保健活動に関連する法改正時、○○都道府県地域防災計画・○○市町村（所属自治体）地域防災計画・その他マニュアル等の改訂時、被災・応援の経験後において、一部または全面の改訂を行う。

改訂担当者（チーム）：

○○年度版（初版）の作成主担当者

○○課 0000, 0000

○○係 0000, 0000

○○係 0000, 0000

○○係 0000

付属資料 :

様式○ 災害時保健活動時の携帯品・必要物品 チェックリスト

	必要物品	チェック	必要物品	チェック	必要物品	チェック
発災直後 出勤時	2日程度の食糧・水		携帯電話・充電器		リュックサック	
	ティッシュ・ウェットティッシュ		タオル		歯ブラシ	
	生理用品		ゴミ袋		常備薬	
	カイロ等防寒具		運動靴・長靴		軍手	
	雨具		着替え		懐中電灯(ヘッドライト・ぶら下げ式)	
	運転免許証		健康保険証		身分証明書	
保健活動 拠点	地図		連絡先一覧		避難行動要支援者台帳	
	携帯電話		デジタルカメラ		各種様式	
	各種リーフレット		A4クリップボード		模造紙	
	クリップ		筆記用具		電卓	
	マグネット		輪ゴム		ハサミ・カッター	
	セロハンテープ		ガムテープ		ビニールひも	
	乾電池		ヘルメット		速乾性手指消毒薬	
	エタノール		次亜塩素酸		オスバン	
	手袋(使い捨て)		マスク(使い捨て)		予防衣(使い捨て)	
	所属を示したビブス・腕章等		延長コード		ラジオ	
訪問バツク	地図		連絡先一覧		携帯電話・充電器	
	各種様式		デジカメ		各種リーフレット	
	A4クリップボード		筆記用具		懐中電灯(ヘッドライト・ぶら下げ式)	
	血圧計		体温計		聴診器	
	手袋(使い捨て)		マスク(使い捨て)		予防衣(使い捨て)	
	速乾性手指消毒薬		アルコール綿		滅菌ガーゼ	
	カットバン		弾性・ネット包帯		ハサミ	
	テープ		ホイッスル		ゴミ袋	
乳児	乳幼児体重計		メジャー			
その他	ビニール袋					
	緊急車両通行証明書					

この「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」の別冊は、以下のメンバーによって作成しました。

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究班

宮崎 美砂子（千葉大学大学院看護学研究院 教授）
尾島 俊之（浜松医科大学 医学部 教授）
奥田 博子（国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 上席主任研究官）
春山 早苗（自治医科大学 看護学部 教授）
雨宮 有子（千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授）
吉川 悅子（日本赤十字看護大学 看護学部 准教授）
岩瀬 靖子（千葉大学大学院看護学研究院 講師）
草野 富美子（広島市東区厚生部長(事)地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長）
相馬 幸恵（新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部 副部長・企画調整課長）
築場 玲子（宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課 技術副参事兼総括課長補佐）
立石 清一郎（産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 教授）
五十嵐 侑（産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 助教）
井口 紗織（千葉大学運営基盤機構ダイバーシティ推進部門 特任助教）
花井 詠子（千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程 大学院生）

【問合せ先】

千葉大学大学院看護学研究院 地域創成看護学講座
〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1
TEL&FAX:043-226-2435
(研究代表者) 宮崎 美砂子 Email : miyamisa@faculty.chiba-u.jp
令和5年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）